

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月3日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第47号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」および「および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」および「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の

療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出しを「（基礎賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分および同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条の2から第13条の5の2までを次のように改める。

第13条の2から第13条の5の2まで 削除

第13条の6中「または第13条の2」および「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条第2項、第18条および第19条第1項において同じ。）」を削る。

第13条の6の2の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の6の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の6の4の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の5の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号および第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条の6の6から第13条の6の9までを次のように改める。

第13条の6の6から第13条の6の9まで 削除

第13条の6の10中「または第13条の6の6」および「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条第2項、第18条および第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項において同じ。）」を削る。

第13条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第2項中「もしくは第13条の2」および「もしくは第13条の6の6」を削る。

第18条第1項中「もしくは特例対象被保険者等でなくなった」、「もしくは第13条の2」および「もしくは第13条の6の6」を削り、「または減少」を「もしくは減少」に改め、「場合を除く。）」の後ろに「または特例対象被保険者等となった場合」を加え、「もしくは第13条の5」を削り、同条第2項中「もしくは第13条の2」、「もしくは第13条の6の6」および「もしくは第13条の5」を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「または第13条の2」を削り、同条第2項中「または第13条の2」および「または第13条の6の6」を削り、同条第3項中「または第13条の2」を削る。

第19条の3第1項中「または第13条の5」を削り、同条第2項中「または第13条の5」および「または第13条の6の8」を削り、同

条第3項第1号中「または第13条の5」を削り、同条第4項中「または第13条の5」および「または第13条の6の8」を削る。

第19条の4第1項各号列記以外の部分中「または第13条の2」を削り、同条第2項中「または第13条の2」および「または第13条の6の6」を削り、同条第3項および第4項各号列記以外の部分中「または第13条の2」を削り、同条第5項中「または第13条の2」および「または第13条の6の6」を削り、同条第6項中「または第13条の2」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の函館市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例の廃止)

- 3 戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例（平成16年函館市条例第87号）は、廃止する。